

様式 1 - 2 (家屋を除却し、敷地を譲渡の場合) 被相続人居住用家屋等確認申請書 添付書類一覧

- ①被相続人の除票住民票
- ②相続人の住民票 (複数名いる場合は全員分) (家屋の取壊し、除却又は滅失日以降の日付のもの)
※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を 2 回以上転居している場合には戸籍の附票の写しが必要
- ③譲渡日が確認できる書類 (不動産売買契約書の写し)
※譲渡日は、取壊し以降の日付であるもの
- ④家屋及びその敷地等の取得をした相続人の数を明らかにする書類 (土地登記簿)
※土地登記簿は譲渡日が確認できるもの
- ⑤家屋の取壊し、除却又は滅失日の確認が出来る書類 (閉鎖事項証明書)
(土地登記簿・建物閉鎖事項証明書に関するお問い合わせ窓口)
〒700-8616 岡山地方法務局本局 岡山市北区南方1丁目3-58
Tel (086) 224-5656
- ⑥電気、水道、ガスいずれかの使用中止日が確認できる書類
請求書等で、使用中止日、契約廃止日が記載されているもの。
上記の書類が無い場合は、電気、水道、ガス、いずれかの事業者にも文書請求を行ってください。
- ⑦解体後の現況写真 (譲渡日以前の日付が記載されたもの)
- ・空き家の位置図 (住宅地図等、空き家の位置が分かるもの)
- ・委任状 (申請者本人が書類の提出ができない場合に限る)

<被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の書類も合わせて提出>

- ⑧-i 介護保険の被保険者証の写し等 (要介護・要支援認定等を受けていたことを確認)
- ⑧-ii 施設へ入所時における契約書等の写し等 (老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類・入居期間が確認できる書類)
- ⑧-iii 被相続人が居住していた家屋の電気、水道、ガスのいずれかの契約名義 (支払人)、及び使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類

※契約名義は被相続人の名義になっていることを確認します。被相続人の名義になっていない場合は、事情をご説明の上、被相続人居住用家屋等が老人ホーム等に入所後、事業・貸付の用、被相続人以外の居住の用に供されていないことが確認できる資料を追加で提出してください。

【追加資料の一例】相続から譲渡日までの期間の電気、水道、ガスいずれかの使用量照会文書等

※各項目において提出された書類で必要な事項が確認出来なかった場合、追加で書類を求める場合があります。

- ・郵送で申請される場合は、返信用封筒 (切手を貼り、送付先の住所、氏名を記入したもの。) を同封してください。
- ・提出していただいた書類は返却できませんのでご了承ください。